

一般社団法人日本毒性病理学会
毒性病理学専門家認定制度規程

(目的)

第 1 条 この規定は、一般社団法人日本毒性病理学会(以下「本会」とする。)定款第 36 条に基づき、毒性病理学専門家認定制度について定める。

(毒性病理学専門家)

第 2 条 本会は、化学物質等の毒性試験実施に関する基準(GLP)の施行に伴う病理学的検査の信頼性確保の重要に鑑みて、わが国の安全性試験における病理学的検査成績の信頼性向上と毒性病理学進歩に寄与するため、毒性病理学専門家認定制度(以下認定制度という)を設けて質の高い毒性病理学専門家((以下専門家とする。))を認定する。

(資格認定委員会)

第 3 条 認定制度を運営するために資格認定委員会をおく。

- 2 資格認定委員会に委員長を置き、委員長は理事の中から理事長が指名し、理事会の承認を得る。委員長及び副委員長を除き、委員の氏名は公表しない。
- 3 委員長は理事あるいは評議員の中から委員を選出し、理事会の承認を得る。
- 4 資格認定委員会は、専門家を認定するための試験(以下認定試験とする。)を実施するとともに、同専門家の資格更新(以下資格更新とする。)に際して、その専門家候補者の審査を行う。
- 5 委員長、委員の任期は 2 年とする。但し、委員の再任を妨げないが、連続 3 期までとする。

(専門家資格の認定方法)

第 4 条 専門家として認定を受けようとするものは、書面審査ならびに認定試験に合格しなければならない。

- 2 書面審査および認定試験並びに合否判定による専門家候補者の選定は委員会が行い、この審査・認定を理事会が行う。
- 3 認定の詳細は、別に毒性病理学専門家認定制度運用要領に定める。
- 4 専門家に適格でない事由が生じた場合、理事会の判断により認定を取り消すことがある。

(専門家資格更新の手続き)

第 5 条 専門家資格の継続を希望するものは、資格取得後 5 年ごとに資格更新を受けることができる。

- 2 資格更新の適否の判定により、更新候補者の選定は委員会が行い、理事会の承認を得る。
- 3 更新の詳細は、別に毒性病理学専門家認定制度運用要領に定める。

4 更新された認定資格は当該年末までに開催される理事会で承認され、認定期間の起算日を翌年の1月1日～12月31日とする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、総会の決議による。

附則

1. この規程は、本会設立の日より施行する。
2. 毒性病理学専門家資格は本会の法人格を有さない前身組織である日本毒性病理学会における認定を継承するものとする。